

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月23日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第34号

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則

鈴鹿市会計規則（昭和39年鈴鹿市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

| 改 正 後                                                                                                   | 改 正 前                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目次                                                                                                      | 目次                                                                                                |
| 第1章・第2章 略                                                                                               | 第1章・第2章 略                                                                                         |
| 第3章 略                                                                                                   | 第3章 略                                                                                             |
| <u>第3章の2 収支の振替（第50条の2・第50条の3）</u>                                                                       |                                                                                                   |
| 第4章～第9章 略                                                                                               | 第4章～第9章 略                                                                                         |
| 附則                                                                                                      | 附則                                                                                                |
| （前渡資金の精算）                                                                                               | （前渡資金の精算）                                                                                         |
| 第40条 資金前渡職員は、次の各号に掲げる前渡資金の区分に応じ、当該各号に定める日までに <u>精算命令書を作成して精算し</u> 、これに領収書その他の証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない。 | 第40条 資金前渡職員は、次の各号に掲げる前渡資金の区分に応じ、当該各号に定める日までに <u>精算書を作成し</u> 、これに領収書その他の証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない。 |
| （1）・（2） 略                                                                                               | （1）・（2） 略                                                                                         |
| 2 前項の場合において精算残金があるときは、返納しなければならない。                                                                      | 2 前項の場合において精算残金があるときは、 <u>戻入命令書により</u> 返納しなければならない。                                               |
| （精算の更正又は返納）                                                                                             | （精算の更正又は返納）                                                                                       |

第41条 会計管理者は、精算命令書を審査し、当該前渡資金の用途がその交付の目的と相違すると認めたときは、当該資金前渡職員に通知しなければならない。

2 略

(概算払の精算)

第42条の2 概算払を受けた者は、その経費に係る事務の完了の日から7日以内に精算の内容を証する資料を支出命令者に提出しなければならない。

2 支出命令者は、前項の資料の提出を受けたときは、速やかに精算命令書を作成して精算し、会計管理者に提出しなければならない。

3 前項の場合において、精算残金があるときは返納し、不足金があるときは請求の手続をしなければならない。

(繰替払)

第44条 支出命令者は、令第164条の規定により、繰替払をしようとするときは、繰替払報告書によりその内容を市長に報告し、速やかに公金振替命令書を会計管理者に提出しなければならない。

2 略

第50条 略

第3章の2 収支の振替

(収支の振替)

第50条の2 第12条及び第26条の規定にかかわらず、収入決定者及び支出命令者は、次に

第41条 会計管理者は、精算書を審査し、当該前渡資金の用途がその交付の目的と相違すると認めたときは、当該資金前渡職員に通知しなければならない。

2 略

(概算払の精算)

第42条の2 概算払を受けた者は、当該事務の完了の日から7日以内に精算書を作成して会計管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、精算残金があるときは戻入命令書により返納し、不足金があるときは請求の手続をしなければならない。

(繰替払)

第44条 支出命令者は、令第164条の規定により、繰替払をしようとするときは、繰替払報告書によりその内容を市長に報告し、速やかに振替命令書を会計管理者に提出しなければならない。

2 略

第50条 略

掲げる事項について収入し、及び支出しようとするときは、双方協議の上、公金振替命令書を作成し、会計管理者に通知しなければならない。

(1) 同一の会計内又は他の会計との間の  
収支

(2) 歳計現金と歳入歳出外現金との間の  
収支

(3) 歳入歳出外現金間の収支

(4) 次条に規定する相殺による収支  
(相殺)

第50条の3 収入決定者は、市の債権と市に  
対する債権とを相殺しようとするときは、  
相殺通知書(第3号様式)を作成し、相手方  
に送付しなければならない。

2 前項に規定にする場合において、市が支  
出すべき金額が市が収入すべき金額を超え  
るときは、市が支出すべき金額から市が収  
入すべき金額を控除して得た残額を支出  
し、市が収入すべき金額が市が支出すべき  
金額を超えるときは、市が収入すべき金額  
から市が支出すべき金額を控除して得た残  
額を収入しなければならない。

第52条 略

(歳計剰余金の繰越し等)

第52条の2 収入決定者は、歳計剰余金を翌  
年度の歳入に編入しようとするとき、繰越  
明許費若しくは事故繰越しに係る経費の財  
源を繰り越すとき、又は繰上充用をすると

第52条 略

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| きは、決算振替命令書を作成し、会計管理者<br>に通知しなければならない。 |  |
|---------------------------------------|--|

第2号様式の次に次の1様式を加える。

## 第3号様式（第50条の3関係）

# 相殺通知書

下記の金額につき相殺するので通知します。

なお、相殺差額  
円については、  
別途お支払します。  
別途納入通知書により納入して  
ください。

年 月 日

様

鈴鹿市長

印

## 記

| 相殺の事由           | 相殺金額 |
|-----------------|------|
| (市が支払をするものの内容)  | 円    |
| (市が受入れをするものの内容) | 円    |

備考 相殺の事由欄には、債権及び債務の総額とその事由を詳細に記入すること。

## 附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。